

質問及び回答一覧

件名 札幌市中央卸売市場で使用する電力

No.	質 問	回 答
1	弊社提案メニューは電力量料金単価が昼間・夜間で同一単価を使用しますが、弊社請求システム上、請求書には昼間・夜間という表記ではなく夏季・他季の2季別での表記となってしまうのですが、問題ないでしょうか。（単価は変わりません）	問題ありません。 契約単価内訳書に、昼間単価及び夜間単価を同額にして入札することは可能です。
2	契約書（別紙4）の単価一覧の冒頭に「離島ユニバーサルサービス調整を行うこと」と記載がありますが、今回の拠点には該当しない認識で宜しいでしょうか。	宜しいです。
3	電力供給において、弊社は小売り供給、契約の手続きは親会社を介して執り行う形をとっております。 この場合、札幌市契約規則第25条、保証金の免除において、電力小売供給以外で弊社親会社にて官公庁と契約を締結してるサービスの提出でも宜しいでしょうか。	札幌市契約規則第25条に定める契約保証金の納付の免除は、契約を締結しようとする者について判断するものです。
4	契約保証金の納付期日が通知書到着後5日以内と設定してあるが、通知書の到着後納入期日は5日以上に延ばすことは可能でしょうか。 例：通知書到着後10営業日以内	入札告示の内容を変更することは出来ません。
5	電力切替に際し、申込締切日が弊社の場合9月3日（火）となっております。こちらの締切日に間に合う様に契約書へご捺印頂きこちらへ郵送頂く事は可能でしょうか。	可能です。
6	契約書（別紙4）11条4項に関して、弊社は電気料金等に係る請求書を、原則として、計量期間の終了日を含む月の翌月の第1営業日から起算して第6営業日までに発行いたします。なお、弊社は、ウェブサイトを通じて開示するものとし、当該開示をもって、お客さまへの請求を行ったものとしますが、請求書および領収書を書面にて発行する場合、発行手数料に消費税等相当額を加算した金額を電気料金等とともにお支払頂きますが問題ございませんでしょうか。 ・発行手数料各1通につき、請求書200円（税別）、領収書400円（税別）	問題ありません。
7	支払いについて弊社の支払い期日にてご対応頂くことは可能でしょうか。 ・弊社の電気料金の支払い期日は請求書が発行された当月の23日又は月末の支払いとなります。（口座振替または弊社が指定する金融機関への振込みによりお支払い頂きます。なお、振込みによりお支払い頂く場合には、その振込手数料はお客さまの負担とします。） ・月末の支払いの場合は振込みのみとなります。	契約書（案）に記載のとおり、支払い期日については、契約約款第11条第1項及び第4項が適用となります。
8	契約書に、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者協議のうえこれを定めると記載がありますが、受注者の約款も適用することは可能でしょうか。	契約約款の変更は出来ません。ただし、契約書や仕様書等に定められていない事項等については、必要に応じて協議することは可能です。
9	接続供給契約に関する証明書の提出に関して、契約書の写しで良いとの事ですが、下記条件での提出でも宜しいでしょうか。 ・契約書の一部を黒塗りした状態での提出（契約書の一部に厳秘情報が含まれるため） ・契約書記載内容に類似した別データ資料	厳秘情報等については黒塗りしていただいて構いませんが、当該書類に関し説明を求めた場合は、それに応じていただきます。